

クラス分け規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本パラダンススポーツ協会（Japan Para Dance Sport Association）以下（「JPDSA」という。）が、日本国内におけるパラダンススポーツ競技の統括団体として、競技選手のクラス分けについて定める。

(クラス分け委員会)

第2条 クラス分け委員会は

(1) 医事部内にクラス分け委員会を置く。

(3) クラス分け委員会は IPC World Para Dance Sport (以下「WPDS」という。) が定めている「World Para Dance Sport Classification Rules and Regulations March 2018」に準じ、JPDSA 内にて公平にクラス分けが行われるよう運営するものである。

(クラス分け委員)

第3条 (1) クラス分け委員会は、医事部部長を委員長とする。

(2) クラス分け委員会は、少なくとも1名の国内のクラス分け委員を置く

(JPDSA 主催国内競技会の基準)

第4条 JPDSA は、前条第2条に準じた参加選手のクラス分けを行う。

(JPDSA 公認、共催競技会、後援競技会の基準)

第5条 ① JPDSA 認定、共催競技会は、基本的に、第2条に準ずる。

② 選手選抜競技会は必ず第2条に準ずる。

③ JPDSA 後援競技会においては、当該競技会主催者とクラス分け基準を協議する。尚、選抜競技会とならない場合は第2条を前提としない。

(クラス分けの必要性)

第6条 本規程第4条①、②に該当する競技会に参加する登録選手は、必ず第2条に準じたクラス分け判定を受けなければならない。

2 JPDSA に選手登録する場合、必ずしも第2条クラス分けを必要としない。

3 JPDSA の強化選手・準強化選手として選抜される場合、当該選手は第2条に準じたクラス分けを受けなければならない。

(改善・変更・改定について)

第 7 条 パラスポーツ競技においてクラス分けは選手の身体・精神を守り公平な競技を行う為に不可欠であることを深く認識し、JPDSA 内部はもとより、競技関係者に広くクラス分けについての認知、周知を行い、今後、WPDS 国際基準のなど変更ある場合、順次、改善・変更・改定を行うものである。

附則

- 1 本規程は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する
- 2 「World Para Dance Sport Classification Rules and Regulations March 2018」(英文を、第 2 条の基準規程とする。